

「青森開港」の年代をめぐる ―自治体の刊行物と歴史研究―

工藤大輔

はじめに

弘前藩第二代藩主津軽信枚の業績のひとつに「青森開港」がある。とはいえ、これに関する史料に「開港」という文言がないため、「青森開港」という命題それ自身が論者によって異なってしまうという危険性を常に孕んでいるといつていいだろう。そこでまずは、「青森開港」に関する現在の通説的歴史叙述の例として、引用としては少々長文になるが、平成十年（一九九八）に発刊の『新青森市史』別編1教育（1）（執筆担当長谷川成一氏、以下同書を『教育』と略記）の叙述を紹介しよう（カッコ書の注記等は省略した¹⁾）。

「津軽一統志」寛永二年五月十五日の条によれば、同日、弘前藩二代藩主津軽信枚は、津軽から江戸への廻船運行を許可する、幕府年寄衆土井利勝と酒井忠世の連署奉書を拝領した。これは津軽から同藩の江戸屋敷へ御膳米の廻漕を許可したもので、東廻り海運、太平洋海運への参入を促すものとなった。したがって青森開港は、右の幕府年寄衆連署奉書にその出發があったのであり、弘前藩としても本格的な外浜の開發に乗り出すことになった。

「弘前藩庁日記 御国日記」元禄十年四月二十五日の条によれば、寛永三年四月六日、津軽信枚は家臣の森山弥七郎へ黒印状を与えて、青森の町づくりを命じ、積極的な人寄せと十年間の年貢並びに諸役を免除する特権を与えた。

これ以降、平成十四年発刊の『新編弘前市史』通史編2（近世1）では、「青森開港と初期海運」の叙述を『教育』に拠っていることを注記で示している²⁾。さらに、平成三〇年発刊の『青森県史』通史編2近世において、寛永二年の連署奉書を「開港」の契機とし、翌年の森山弥七郎への黒印状をもって町づくりが開始されたと捉えている³⁾。もちろん、平成二四年発刊の『新青森市史』通史編第二卷近世も『教育』の叙述を踏襲している。

ところで、この叙述は弘前藩の正史「津軽一統志」と弘前藩政史の基礎史料として知られる「弘前藩庁日記」に収録されたふたつの文書を根拠とし、前半からは「青森開港」とは弘前藩の「太平洋海運への参入を促す」ための「本格的な外浜の開發」と理解できる。そして、後半から「太平洋海運」を前提とする「本格的な外浜の開發」は「青森の町づくり」に収斂され、これが現在言うところの「青森開港」ということにな

る。したがって、「青森開港」における「開港」という文言は、国語辞典⁴⁾にいう「新たに港や空港の設備をして業務を始めること」であるとか、「外国の船舶の出入りや外国との通商が条約や法令で認められること」という意味での「開港」とは語意として一致していないことにまずは注意しなくてはならない。

そして、この通説的叙述は、寛永二年からの歴史的推移（因果関係）をもって動的に「青森開港」を捉えているが、かつては「青森開港」の「いつ」を固定的に捉えようとする傾向にあった。それが、「寛永二年」説であり、「寛永三年」説である。そうなると、当然「青森開港」の意味が現在とはおのずと異なってくる。予測されるのは、寛永二年説は海運との関わりにおける「開港」、寛永三年説は町づくりとの関わりでの「開港」ということになるということである。この意味の違いについては、そもそも寛永二年説と寛永三年説が、その年代をめぐって議論されたことがなかったため不問に付されてきた。

ところで、寛永二年説は明治二〇年代頃、寛永三年説は藩政時代に確認できる。この時期の差こそが、アクセスした（できた）根拠史料の違いとなって立ち現れてくる。そしてもうひとつ、現在の通説的理解の範疇ではまったく評価されないが、昭和の初めに「寛永元年」説が猛烈な勢いで広がり、その後見方によつては寛永二年・寛永三年の両説を凌駕した時期が長く続いた。そのせいか、寛永元年説は現在においても一部で支持され、自治体のホームページなどで「青森開港」の年代として採用されるといふ少々奇妙な現象すら起きている。⁵⁾

小稿は、これら三つの説がどのような背景をもって成立したのかを明

らかにした上でその有効性を考察する。そして、とくに現在では学術的意味を持たない「寛永元年」説がどうして支持されてきたのかを、「自治体の刊行物」をキーワードとして検討することにした。

なお、引用した史料・文献の引用には、弘前藩第二代藩主の名乗りを信牧ではなく「信牧」と表記する事例がみられる。小稿では「信牧」が「幕府・朝廷公認の正式な名乗り」とする長谷川成一氏の考えに従うが、引用した史料・文献の「信牧」表記には、繁を避けるため敢て注記を施さなかった。また、横書きの文献引用に際して、アラビア数字（おもに西暦表記）を漢数字に改めた箇所がある。

一 「青森開港」めぐる諸説の成立

「青森開港」の年代は、これまでに寛永元年（一六二四）、寛永二年、寛永三年の三つの説が確認されている。現在でもこの三つをもって「青森開港の諸説」と口にされる方もいるようだ。これら諸説は藩政時代から明治末期までに出揃うことになる。ここでは、これらの説が何を拠り所として成立したのか、また、その諸説の有効性について試論的に述べることにする。

（一）藩政時代の「青森開港」認識

まず、藩政時代の人々、とくに青森町の人々が「青森開港」をどのように捉えていたかについて確認しておきたい。天保八年（一八三七）二月に成った、青森町の米問屋の由緒等を記した「青森町御取建之砌米家

業被仰付之根元天保五甲午年迄米家業方取扱向被仰付之写并諸書付控⁷⁾
(以下、「米問屋由緒」と記す)の冒頭部「米家業御立被仰付之根元伝承
候覚」につきのような一節がある。

当青森湊寛永三丙寅年御創業之砌、田畑不作町人之分者高岡之町並
可為候間、月二六齋之市相立可申旨被仰渡、

これによれば、青森町の米問屋たちは「青森開港」を「寛永三年(一
六二六)」と伝えられてきたことが分かる。そして、この一節の後半は、
寛永三年四月六日付「青森派立之定」の三か条目「一、町人之義ハ高岡
之町なみたるへく候二付、月二六才市可相立事⁸⁾と、寛永六年二月
十三日付定書の三か条目「一、なにやうの商人たると云共田畠不作者ハ
以来迄町人なみたるへき事⁹⁾を合わせたような内容で、文書を実見して
記したのではない「伝承」的記述であることを物語る。そして、寛永
三年の「御創業」とは、この時点で完結したのではなく、進行中の状
況であったと認識していたと理解していいだろう。この点は、後にみる
「寛永三年成就」といったフレーズとは一線を画す青森町民の認識で
あった。

また、右の「青森派立之定」など町立てに関する文書は、正文が写し
であるかとはともかく、実見することも可能であったようだ。たとえば、
旧弘前藩士藤田貞元(一八四八?)が明治九年(一八七六)にまとめ
たという「藤田裸集¹⁰⁾」に収録された寛永三年(寛文九年(二六六九)に
至る文書は、町年寄の村井新藏が所蔵していた貞享二年(二六八五)三
月の日付を持つ「一冊」を写したものである。

さらに、文化八年(一八一二)に成った「青森記¹¹⁾」の「青森古実書抜

では、やはり寛永三年からの町立てに関する文書を収めていて、このう
ち寛永三年四月六日付で青森の町立ての方針を示した「青森派立之定」
などは「町年寄佐藤伊兵衛方二所持之古来より之書付写」であり、寛文
三年七月十一日付の新町での六齋市開催の定書は、「此御制札、先年出
火之節名主方二而焼失之由、写有之」という。なお、この文書は「米問
屋由緒」にも収録されている。そして、寛永三年説の最大の根拠とみら
れる、

青森派之事

一、自他無縁之者望次第在付可申候、但十年之間作取并諸役等申付
間舖者也、

寛永三年四月二日¹²⁾

信牧公御墨印

森山弥七郎殿

右御本紙天和三年二月廿六日、於弘前堀伝左衛門殿へ山本半左衛
門取次二而佐藤理左衛門差上申候写、

という森山弥七郎宛津軽信枚黒印状写(以下「信枚黒印状」と略記)も、
本紙のほかに写しが作成されていた。これら町立てに関する弘前藩庁発
給の文書は、町年寄や名主によって保管されるばかりでなく、写しも作
成されていたことがうかがわれる。

つまり、青森町にはこうした文書にアクセスでき得る階層が存在し、
彼らは文書を写していたのである。こうした文書へのアクセスの在り方
を踏まえると、「米問屋由緒」の筆者が説き、さらには「青森記」が収
録する文書からうかがえる「青森開港」を「寛永三年」とする認識は、

一次史料もしくはそれに近い文書でもって形づくられたものであつて十分な説得力を持つものといつていいだろう。

なお、ここで取り上げたのが「米問屋由緒」という史料の性格によるのかもしれないが、「田畑不作町人」「月二六齋之市」といった文言にあるように、寛永三年説は「港町青森」の色彩が乏しいという一面がある。さきの「青森派立之定」の二か条目には「一、外浜中商人舟売買於当村可致之事」という一節があるのだが、その後の寛永三年説においてもこの傾向が大きく変わることはなかった。

(2) 明治二〇～三〇年代の「青森開港」認識

つぎに、明治期、なかでも明治二〇～三〇年代における「青森開港」に関する叙述をみていくことにしよう。まずは、山内元八（一八六五～一九三四）が明治二九年（一八九六）に編んだ『青森県史談』を紹介する。現在の福島県会津若松市出身の山内は、田名部初等師範学校・青森県尋常師範学校を卒業し、教育者としての道を歩んだ¹⁴。この『青森県史談』は、高等小学校初学年用のテキストとして編まれたものである。それでは、『青森県史談』の記事をみてみよう。

青森は昔善知鳥と称する一小漁村なりしが、今より二百七十一年前津軽藩主信牧の臣森山弥七郎始めて市街をこゝに建て商船の碇泊所と定めしより漸く繁華となり、津軽地方第一の港とはなれり、

明治二九年の「二百七十一年前」、すなわち寛永二年（一六二五）に「市街をこゝに建て商船の碇泊所と定めし」と記し、ここに「津軽地方第一の港」が誕生したのである。すなわち、「青森開港」を寛永二年と理解

した。

つぎに、青森市が市制施行を実施した明治三十一年に、市内米町の鎌田書店が販売した「青森みやげ」に記された「青森沿革史」（以下「沿革」と略記）をみてみよう。

青森一に蒼牡^牡は昔し善知鳥と称する小村なりしか、元和八年津軽藩主信牧公封内を巡視して外か浜に至り、近臣森山弥七郎（内蔵之助信実トモ）を召して親しく開港の測量をなさしめたるに、善知鳥の海水は深して巨舶・大船碇泊□□便利あるを以て、遂に善知鳥の港埠を開くへきに決し、寛永二年森山弥七郎を御派奉行となせり、

これにおいても、「青森開港」は「遂に善知鳥の港埠を開くへきに決し、寛永二年森山弥七郎を御派奉行となせり」の部分から寛永二年と理解できる。わずかに二例ではあるが、ここに藩政時代の認識である寛永三年とは異なる新説が提示されたとみたい。とくに寛永三年説との対比でいうと、「商船の碇泊」「開港の測量」「巨舶・大船碇泊」など「港町」をイメージさせる文言が並ぶ。

さらに、「沿革」で留意しておきたいのは、元和八年（一六二二）の信枚による領内巡視と、家臣森山弥七郎による測量のくだりである。これもまた、さきの藩政時代における青森町民の認識にはなかったものである。こうした記述は何を典拠としているのだろうか。

まず前提として、この時期になると藩政時代とは異なるルートで異なる史料にアクセスをしていたということである。逆にいうと、たとえば青森県外の出身者である山内元八は、藩政時代以来のアクセスルートを知らなかったのではなかったか。したがって、新しいルートを求めざる

を得なかつた。そこで、まず候補になり得るのは、弘前藩の正史で享保十六年（一七三二）に完成した「津軽一統志」であろう。「津軽一統志」は藩士間のやり取りのなかで書写されたほか、近世後期以降に編纂された史書等のなかでも引用されるほど広く流布した。¹⁵そのため写本が多く、明治以降の写本も存在しているという。¹⁶山内らにとってもアクセスしやすい史料ではなかつたか。そして、巻八の寛永二年条に「一、同年、青森端立三年にして成就、森山内蔵介（実名不詳）奉行す」という記事がある。「寛永二年」という年代は、これによつたのではないだろうか。そうだとすれば、弘前藩の正史を根拠とすることになるのだから、それが叙述の「正しさ」を主張することへの一応の担保となる。

つぎに、「沿革」の信枚の領内巡視以下の記述について考える。これは巷にあつた風聞のような話を採用した可能性を指摘したい。明和二年（一七五六）に今通磨が記した「奥富士物語」につぎのような一節がある。¹⁷

一、伝に云、太守信牧公元和之末於外ヶ浜、一所之湊御取立之思召、最其頃今之油川号大浜と深沢一の大場所にして、近隣舟にも入津に付、賦布地といへ共、今青森は末繁昌可成御評有しとかや。于時又被仰出在而両所沖合之浅深御尋にて、何某とかや云しに被命、試之為馬上にて沖へ乗出して探りしに、青森の沖合最宜しく而、同所に定ると云。其頃善知鳥村と言ひたりしとかや。

「伝に云」から始まるこのエピソードは、明治末期にはいくつかのバリエーションがあつたようだ。たとえば、後述する『青森市沿革史』の編者葛西音弥は、同書において「奥富士物語」の「何某とかや云しに被

命」の「何某」が森山弥七郎であるものを紹介し、そのほかに「近臣の三兩人」とするものがあるとも指摘する。また、「奥富士物語」は「沿革」のように信枚自身の外浜「巡視」は記していないが、このエピソードのベースは元和八年の信枚による「大間越より十三へ御下浜」¹⁸の舞台を「外浜」に置き換えて成立したものと考えられれば、こうした類型も想定できる。

さらに、森山弥七郎による油川村と善知鳥村の測量に関するエピソードも、「青森開港」をめぐる歴史叙述のなかでしばしば語られている。こうした物語的なエピソードは、藩庁から発給された文書を基礎とした、藩政時代の「青森開港」論とは趣を異にする。

その意味では、背景は藩政時代にまで遡るものの、この明治二〇年～三〇年代の叙述は、とくに「青森開港」前史が加わり、「読み物」としては面白くなった。そしてこの前史の部分の年代については、元和八年のほか寛永元年という年代も想定し得る。¹⁹

なお、「津軽一統志」の「青森端立三年にして成就」について、近年「元和九年から築港開始、寛永二年、青森開港とするのが正しいと思われる」²⁰という解釈が示されている。しかし、元和末期の動きは、ここにあげた「前史」（信枚の巡視と森山の測量）を意図したものとするのが、史料を踏まえた理解として妥当ではないか。

そして、明治四一年に青森県庁が刊行した『青森県志』は「寛永二年に至り、初めて青森港を開き」²¹と寛永二年説を採用した。一方、翌明治四二年、青森市は『青森市沿革史』を刊行した。ここでは、藩政時代の寛永三年、明治二〇年～三〇代に現れた寛永二年、いずれとも異なる第

三の説を唱えることになった。

(3) 『青森市沿革史』の発刊

明治四二年（一九〇九）、青森市は初めての「市史」となる『青森市沿革史』（以下、『沿革史』と略記）を刊行した。²² 事業は明治三四年三月頃に青森有志会が「青森沿革史」の編纂を市に建議したことから始まり、十一月十九日の編纂委員会で師範学校校長小林盈を委員長としスタートした。²³

また、青森市はこの委員会とは別に編纂主任葛西音弥（一八三九―一九一七）を選定し、彼の下に材料調査員を二名囑託し、明治三五年十一月月上旬までに史料収集を終えた。²⁴ 葛西は旧弘前藩士で、江戸の昌平黌で学んだのち、藩校稽古館の教師を務めている。その後も、たとえば明治四年九月に青森町で四教塾を開くなど、教育の場に身を置いてきた人物であり、²⁵ 編纂当時も「葛西翁を以て其最も適任者となすに躊躇せず」と評される重鎮であった。原稿は明治三九年五月中旬に脱稿し、²⁷ 印刷製本されて明治四二年の発刊となった。

発刊当時の評価としては、『東奥日報』の記者が

サテ其読んで解らぬと云ふのは第一注目す可き点だらう、記者許では無い、現に市長杯も其落第生の一人だから仕方が無い、解らぬと云ふのは決して佞屈贅牙の漢字を使ふると云ふのでは無くして、²⁶ 勳詞の自他やテニオハの遣ひ様が全然ナツテ居らぬからだ、

と酷評した。²⁸ この評価は、『沿革史』の編纂委員で発刊当時は『大韓日報』の主筆を務めていた花田節（一八七一―一九二一）²⁹ も「予か郷里に

在るの日、既に脱稿浄書を終へたる一部分を通読して、記者と其感を同ふせり、想ふに、当時予と同一の感を懐ける委員も少からざりき³⁰」との感想を述べている。当時の評価は芳しくない。これに対して、昭和四九年（一九七四）に最終巻を発刊した『青森市史』のあとがきでは、『沿革史』を「学界において高い評価を博した名著³¹」と評価した。実際、『青森市史』は『沿革史』を積極的に活用している。

『沿革史』は編年で史料を配列した史料集で、基本構成は冒頭に「綱」として「諸資料によつて確定しえた、歴史的事柄を要略した文³²」を配置し、そのつぎの「目」で「綱」の根拠となる史料をあげる。史料本文の下には史料名が記されるが、脱落していることもしばしばある。そして、葛西がとくに私見を披露するばあいには、「（编者）曰く」で書き始めている。なお、掲載史料のなかには、原典の所在が確認できないものが少なからず存在している。その意味では、現在の視点に立つと少々扱いにくい史料集ではある。³³

さて、『沿革史』第一章の「綱」は、「寛永元年甲子、森山弥七郎公命を奉し青森港を善知鳥村に開き青森村と改称せり、本町、浜町、米町の新派成る³⁴月日不詳」というもので、第三の説「寛永元年」を主張した。その根拠となる「目」にはつぎの三点の史料をあげている。

寛永二³⁵の年より御沙汰御相談に而、同三³⁶の年信平御代右御派之子細者為信様より信平様へ被仰置、信平様より森山蔵之助江青森派取立之義被仰付候、
〔青森派年代記〕

本町・浜町・米町三ヶ町之義は寛永元年乾四郎兵衛殿・服部長門守

殿御奉行之時森山内藏之助殿以取続申立、願之通被聞届、寛永元年より同十一年之間無役に仕り、同十二年より上納可仕之旨申上候所、願之通被仰付候、
〔浅利旧記〕

元和五年青森町派立御願立被成候而、今年より青森派立始、家数七百軒、普請奉行ハ森山内藏之助被仰付候、
〔山崎旧記〕

まず史料を一読して分かることは、これらの史料から「綱」に記された「青森港を善知鳥村に開き青森村と改称せり」の部分を導くことはできないことである。葛西の主観がそこに入っていることが見て取れる。しかも、いずれも原典を失っており、これらの史料が信頼に足るべきものか否かを直接確認することができない。それでも一応の見立てを示しておきたい。

まず、「青森派年代記」は「青森派」、すなわち青森の町立てに関する史料を集めそれをもって書いた年代記という、編纂目的が想定される点ではみるべきところはある。寛永二年の「御沙汰御相談」とは、寛永三年の「右御派」との対応から、町立ての処置についての相談と解せられる。「相談」の当事者は、「信平御代右御派之子細者為信様より信平様へ被仰置」の一節が手掛かりとなる。為信が信枚に伝えたという「子細」は、いわゆる為信の「外浜築城構想」とそれにまつわる伝承であると考えられる。⁽³⁶⁾

そしてこの伝承は、近世前期の青森町に存在していることが確認でき、『沿革史』⁽³⁶⁾が掲げた部分は青森町人が書き残した記録をベースにしていると考えられる。しかも、十七世紀末までに青森町の人々の間に、

青森の町立ては津軽信枚と森山弥七郎のふたりで推進されたという認識が形成されていたというので、⁽³⁷⁾「相談」はこのふたりでなされたという解釈が成り立つ。ただし、実際にこのふたりが「相談」したという実証に足る記録はない。

そして、寛永三年に森山弥七郎に「青森派取立之義」が下命されたのは、(1)で述べた「信枚黒印状」から確認できる。したがって、「青森派年代記」の記述は、事実関係としては確認できない内容を含んでいるが、荒唐無稽なものではないと考える。ただし、この史料から「寛永元年青森開港」を導くことはできない。

そこで『沿革史』の編者葛西音弥は、「寛永二年」を寛永元年の誤記であると指摘する。その根拠として、つぎのような注記を施している。

寛永二きとうしは蓋し年代記の訛りなるべし、年代記は年の紀事を即書すへきも、本年代記は追書せしものなるを知る、寛永開港の元年なるは正保元年村井・佐藤知行を賜ひし紀事に照しも明かなり

しかし、『沿革史』には正保元年条には史料が掲載されておらず、翌二年三月二一日条に

町頭佐藤理右衛門・村井新助去年迄二十一年之間青森派取建功勞尠からざるに付、津軽百助様・北村弥右衛門様御取次を以て知行五十石宛被下置候、
〔村井旧記〕⁽³⁸⁾

とあり、これが「正保元年村井・佐藤知行を賜ひし紀事」に相当するものとみられる。ちなみにこの記事は、「封内事実秘苑」⁽³⁹⁾の正保二年条に、

今年三月廿一日青森町頭佐藤理左衛門・村井新助去年迄二而二十一年青森取建二付、新知行五拾石ツ、被下置候、

とあることから、葛西の注記の年代は誤りで、正保元年ではなく正保二年の文書と考えておく。⁴⁰そして典拠とする「村井旧記」は、これもまた原典が失われている史料であるが、代々町年寄を勤めた村井家がこのように「村井」とみられる。葛西がこの文書をもって年代を考証したのは、村井家が「青森開港」と何等かの関わりを持っていたとみたためだろう。

そして葛西は「去年迄二而二十一ヶ年」をもって「青森派年代記」の寛永二年を寛永元年と読み替えたのである。しかし、すでに述べたように、藩政時代の青森町の人々にとっての「青森開港」認識は寛永三年であり、「青森派年代記」でも寛永三年に「森山蔵之助江青森派取立之義被仰付候」とある。したがって、「寛永二年」が「寛永元年」となっても「青森開港」の年代には特段の影響はない。逆に、寛永元年であるとすれば、(2)で述べたように、信枚の巡視と森山の測量のエピソードの年代は寛永元年にも宛て得るので、そちらに符合する。

そもそも、「村井旧記」については、『沿革史』寛文七年七月条で「開港」、同寛文十三年三月条で「青森港」「新町三丁目」と同時代の史料にはみられない表記が出てくる。こうした史料を文書の年代考証の材料にするのはかなり心許ないといえる。さらに、村井家のように「青森開港」に近いところで関わった家の記録ということであると、『津軽史』巻一三八雑部四に「森山家の書二曰、寛永二丑年青森御派之儀御相談被仰付段々派取扱、同三寅年成就」という森山弥七郎に連なる森山家の史料が載せられており、これは「青森派年代記」の記述と矛盾はない。つまり、「青森派年代記」の記事は、そこに記されているままに理解すればいい

のである。

つぎに、「浅利旧記」をみてみよう。まず、浅利家がどのような家なのかは分からない。編纂物史料とみられ、成立年代については「本町」という表記が十七世紀後半の絵図にはみえないので、十八世紀以降ではないかと考えられる。『沿革史』ではこのほかに、寛文十一年（一六七一）条で新町・柳町・鍛冶町・大工町に対する年貢・役銀賦課に関する記事を「浅利旧記」から採っている。内容についてはこれらを否定する明確な根拠はないが、また積極的にこれを評価し得る根拠もまたない。

最後の「山崎旧記」は、『沿革史』の序文のつぎに掲げられた「引用書目」にリストアップされていない。似た名称には「山形日記」があるが確証はない。ひとまずは「山崎旧記」のまま話を進めていく。この記事については、『永禄日記』のうち青森郷土会が『青森郷土会叢書第十二巻 永禄日記全』として発刊（発刊年不明）した「北畠徳本氏蔵『永禄日記』巻二」を底本とする一書の元和十年（寛永元年）条が手掛かりとなる。

六年已然御願立被成候由青森町派始り家数七百家、
堤川之橋懸りたり、橋長橋きぼう橋に懸り、去年より町わり、
橋普請奉行森山藤之助、

この記述から堤川架橋の部分を取り除くと、森山弥七郎の「普請奉行」が「派立」に対してか、「橋」に対してかという違いはあるもの、おおむね「山崎旧記」と一致する。『永禄日記』の編者は山崎立朴で、彼が「伝襲の家記を整理して一書とした」ものであるという。そして、天明期頃から流布し広く書写されたため異本が多いようだ。⁴¹つまり、

「山崎旧記」は『永禄日記』の写本のひとつ、もしくはそれに類する記録であった可能性がある。なお、現在、一般によく知られる『みちのく双書第一集 永禄日記』⁴⁴にはこの記事はない。

つまり、『沿革史』が説く「寛永元年青森開港」は、弘前藩庁が発給した文書による「寛永三年」説、弘前藩の正史を根拠とした可能性がある。「寛永二年」説と比べたとき、史料の根拠は極めて脆弱といわざるを得ない。しかも、最初に掲げた「青森派年代記」は寛永元年の根拠にはならず、「浅利旧記」「山崎旧記」はせいぜい参考史料といふべきもので、根拠史料にはならない。したがって、寛永元年説は十分な史料的背景をもたず、実証レベルで否定されるといっていいだろう。

ところが、「寛永元年青森開港」説は、昭和十一、二年頃を境に「青森開港」の年代として最有力の説になるのである。ただし、非常に偏った形ではあるが。

二 自治体の刊行物が支えた寛永元年説

ここでは、これまでみてきた三つの説が、昭和期以降どう展開したのかを整理することにする。

まず、藩政時代の寛永三年説については、明治期以降の「青森開港」に関する通史的な叙述において、「青森開港は寛永三年である」とこれを積極的に評価することは極めて少ないようだ。しかも、青森開港への「着手」と「完成（成就）」といったふたつの年代を設定し、後者に寛永三年を宛てる叙述構成で取り上げられることが多い。たとえば、昭和十

六年（一九四一）発刊の竹内運平（一八八一—一九四五）⁴⁵『青森県通史』の「寛永元年に着手し、同三年に於て成就した」⁴⁶であるとか、昭和四一年（一九六六）発刊の千葉寿夫『ふるさとの歴史』の「内蔵之助が、開港に着手した寛永二年（一六二五年）ころの青森は（中略）その結果、青森港ができあがった寛永三年には千五七軒もの家が建ちならびました」⁴⁸という具合である。

さきに述べたように、藩政時代、とくに青森町民の意識による寛永三年説は、現在の通説的理解に近い町づくりの進行中という理解に立っているという点で、これら寛永三年「成就」という見方とは異なる。その意味では、これらふたつの事例はそれぞれ、寛永元年説、寛永二年説の類型とみていいだろう。逆にいうと、寛永三年説はそれほど強く主張されてはこなかったのである。なお、寛永三年「成就」とする認識は、森山家の家伝や「奥富士物語」などにもあり、藩政時代の青森町民がこうした文書にアクセスができていれば、また認識のあり方も変わっていたかもしれない。

したがって、この時期の叙述のなかで寛永三年「成就」というのは、史料から逸脱したものではない。ただ、寛永三年説は「信枚黒印状」が最大の根拠史料となるので、その解釈のなかで「成就」が成り立つか否かという問題がある。

その「信枚黒印状」については、明治期以降は弘前藩士工藤行一（一七八五—一八四六）が編纂し、文政二年（一八一九）の自序をもつ「封内事実秘苑」（工藤家記）で知られるようになる。さきにも述べたが、明治期になると史料へのアクセスルートがそれまでとは異なってきたよ

うだ。そして、明治四二年（一九〇九）の『沿革史』で活字化され、青森県が編纂して大正十五年（一九二六）十月に刊行となった『青森県史』（以下『旧県史』と記す）でも掲載されるが、いずれも「青森開港」の年代を確定する史料としては採用されなかった。

そうしたなか、時期は大きく降ることになるが、平成八年（一九九六）発刊の『新編弘前市史』資料編2（近世1）が、「弘前藩庁日記 御国日記」^{④9}（以下「国日記」と略記）元禄十年四月二十五日条に収められた「信枚黒印状」を掲げ、これをもって「青森の派立を命じる」と位置付けた。明治期以降の研究史において、藩政史料をもって「青森開港」を初めて論じることが可能となったのである。そして、因果関係は定かではないが、平成十三年発刊の長谷川成一編『津軽・松前と海の道』において、江戸期以前は善知鳥村と呼ばれた小さい漁村で、湊としては隣の大浜の方が賑っていたが、寛永三年（一六二六）四月、森山弥七郎が開港奉行となって本町・浜町・米町などの町方と湊を築き、積極的な人寄せと十年間の年貢諸役を免除して都市の形成につとめた。という形で寛永三年説が息を吹き返したのであった（執筆担当本田伸氏^{⑤0}）。「国日記」の「信枚黒印状」が持つ史料の意義の大きさをこの叙述にみることもできよう。

寛永二年説については、『旧県史』がこれを採用した。同書がその根拠とする史料には「信枚黒印状」など寛永三年説に有利なものもあるのだが、『津軽藩旧記伝類』巻之三に載る「一本萩」という記録の

阿保内蔵之助、信牧公御代、寛永二年青森御開之節、公、内蔵之助^{⑤1}に御相談ありて、両三年にて成就に相成候、

という一節に従って年代を確定したようだ。また、明治四十一年に青森県庁が発行した『青森県志』がすでに寛永二年説を採用していたので、県の刊行物としてそれに倣ったという見方もできようか。

ただ、この『旧県史』で注目したいのは、「青森開港」とは別に同年「津軽藩初メテ江戸ニ廻船ス」という項目を立て、『津軽史雑部』八を典拠に幕府年寄衆土井利勝・酒井忠世の連署奉書（以下「奉書」と略記）を掲載したことにある。

御当地より江戸への御廻船之儀公儀へ被仰立候処、

従津軽経江戸被廻船之由被仰越候、遂披露候処、一段可然思召候

付可被得其意候、恐々謹言、

五月十五日

土井大炊頭利勝 判

酒井雅楽頭忠世 判

津軽越中守殿

此節より以後江戸への御廻船御登被成候、此時より江戸廻り米穀通行初る、^{⑤2}

この文書は、現在の通説的叙述では「青森開港」の契機とされる文書として位置付けられているものである。一方、『旧県史』の当時はこの「奉書」を、「青森開港」の歴史的過程のなかでは捉えていないということがみて取れる。ところが、二年後の昭和三年（一九二八）発刊の西田源蔵（一八八三～一九三二）^{⑤3}の『油川町誌』は、第三章第一節「青森開港 油川の打撃」として冒頭につきのような文章を配した。

津軽信牧、外ヶ浜に良港を得て此処から江戸に廻航しやうと企て其の儀を徳川幕府に願ひ出た所、寛永二年五月十五附を以て誠に然る

べき事であるから差支ないとの指令を得た。是より先寛永元年信牧は外ヶ浜に出張実地調査をした。(中略) 右の如く幕府の許可を得

森山弥七郎に市街区画設置を命じ、翌三年から之に着手した。⁵⁴⁾

西田は「なぜ青森開港に着手したか」に着目し、史料の解釈はひとまず措くとして「奉書」をその理由・背景に位置づけたのである。これは現在の通史的叙述の成り立ち、さらには、寛永三年の位置付けを「成就」ではなく、「着手」に位置づけた点において注目すべき成果であるといつていいだろう。⁵⁵⁾ ここにおいて、寛永二年説の史料的な拠り所は、明治二〇～三〇年代のそれとは質的に変化し、幕藩関係のなかで位置づけられるようになった。

このように昭和初期の寛永二年説は、典拠とする史料はそれぞれ異なれど、当時の通説的な位置を占めていたと考えられる。また、寛永元年説を説く『沿革史』を発刊した青森市においても、表1に示したように、昭和六年版『青森市勢一覧表』で

青森市ハ元善知鳥村ト称へ些細ノ漁村ニシテ、寛永二年藩主津軽信牧公開港奉行ヲ置キ当港ノ開港ニ努メシ

と寛永二年説でもって記していた。確認し得たところでは、昭和八年版、同九年版、同十一年版はこの一節をそのまま載せた。

ところが、昭和十二年版の『青森市勢一覧』に至り、

青森市ハ元善知鳥村ト称へ纔ニ一漁村ニシテ、寛永元年藩主津軽信牧公開港奉行ヲ置キ当港ノ開港ニ努メシ

と突然「寛永元年」を採用することになった。『沿革史』が寛永元年説であるのだから、青森市の刊行物として一応の筋は通る。そして以後、

青森市の『市勢要覧』(『市勢一覧』『市勢要覧』『あおもり』など名称はさまざま)は、平成十年版までの約六〇年にわたり「寛永元年青森開港」を唱えることになるのである。ただ、青森市が昭和十二年に当時の通説である寛永二年説から離れ、寛永元年説を採用したのは単に『沿革史』に従ったという訳ではなく、これとは別の社会的背景があったようだ。

これを解く手掛かりは、青森市の郷土史研究者倉弥八(一九〇四～八六)⁵⁶⁾が主宰した青森郷土会とその機関誌『郷土誌うとう』(以下『うとう』と略記)にある。同会は昭和七年五月に青森史談会として発足し、十一月頃に会の名称を青森郷土会と変更して翌年一月に『うとう』の創刊号を発刊した。⁵⁷⁾

この創刊号に会の初期メンバーのひとり板谷八郎(一八九七～一九六九)⁵⁸⁾は「青森地方の地勢の変遷」を寄稿し、そこで「寛永元年甲子森山弥七郎藩命により青森村と改称し青森港を開港した」と述べた。板谷がこのとき根拠としたのは、直後に『沿革史』寛永十一年条を引用しているところから、ほぼ間違いなく『沿革史』であったとみられる。ここに、通説であった寛永二年説に対する寛永元年説が、史料的根拠が脆弱である『沿革史』を拠り所に表舞台に登場することになった。板谷はその後『うとう』二号の「青森町名調」、同八号の「青森史海運略史」でも寛永元年説でもって論を展開した。このふたつの論考においても、板谷は『沿革史』を利用していたとみられる。つまり、青森郷土会による歴史研究は、史料集である『沿革史』が座右にあったことで活発になったともいえるのである。それは、戦後の『青森市史』の編纂においてもおなじであった。当時の研究環境がこうした条件の下にあったことが、寛永

元年説が語られるようになる背景にあったのである。

そして、昭和十一年発刊の『うとう』十五号は「青森開港記念号」の特集を組み、十二本の論考が掲載された。⁽⁶⁰⁾このうち四本で「青森開港」の年代に触れており、種市有隣（一八七〇～一九四五）⁽⁶¹⁾「里見新田開祖窪田三郎右衛門」は、「現在の青森市は寛永元年度森山内蔵助の藩命に依つて町割した青森派立」⁽⁶²⁾「この青森村はかの有名なる寛永元年より三ヶ年にして成就せし青森町派立」と寛永元年説を支持した。

また、小友叔雄（一八七四～一九四二）⁽⁶³⁾は「十三港と青森」で、「寛永元年に江戸青森間回漕通航を幕府へ請願し、翌二年五月十五日土井大炊頭利勝、酒井雅楽頭忠世の名を以て許可せられた」⁽⁶⁴⁾と述べた。これは寛永二年説とも理解し得るが、『沿革史』の説く寛永元年説を前提とする「奉書」の解釈とみて、これもまた寛永元年説の類型とみたい。

もつとも、この特集においてすべての論者が寛永元年説を支持していた訳ではない。たとえば、竹内運平は「青森港発展の歴史と北島の拓殖」で、藩政時代の青森湊の繁栄は「所謂津軽年代記の『寛永二年江戸廻船始り申候、外ヶ浜へ上方船多参候て賑々敷成候』⁽⁶⁵⁾と記していた。肴倉弥八も「編輯後記」で「本年は恰度寛永二年信政公は藩祖為信の胎謀をつぎ、青森港を善知鳥村に開港」と述べている。しかし、竹内はその後著書『青森県通史』において、「寛永元年」を青森開港の起点とみたのはさきに述べた通りである。ここから、昭和十年代における寛永元年説の勢いの一端が見てとれる。さらに、昭和十五年発刊の『青森市誌』でも「善知鳥村が青森村と改称されたのは、今より三百余年前の寛永元年であつた」⁽⁶⁶⁾と記されるようになった。『うとう』を介して説かれ

た寛永元年説は、こうして広がることになった。そして、青森市が発行する『市勢一覽表』（『市勢要覽』）もまた影響を受け、昭和十二年から「寛永元年」を採用したのである。

なお、この頃『うとう』誌上で寛永二年説を取り続けたのは、肴倉弥八であつた。肴倉は後に『青森市史』の編纂等に関わり、青森市内での寛永元年説の拡大・定着に大きな役割を果たすことになるが、実は彼自身は寛永二年説の論者であつた。⁽⁶⁷⁾つぎに、そうした肴倉が『青森市史』とどう向き合ったのかを検討してみよう。

昭和二七年からの市史編纂事業は、寛永元年説が諸説のなかで決定的に優位となり、盤石なる通説となる礎となつた。⁽⁶⁸⁾昭和二九年、最初に発刊された『青森市史』教育編の第一声は、「青森港は寛永元年開港されたる以前は、善知鳥村と称し外ヶ浜の漁村であつた」⁽⁶⁹⁾である。これ以降、昭和四四年の青森市制七〇周年記念で発刊した『目で見る青森の歴史』を含め、同四九年の最終巻索引編まで、寛永二年説を併記することすらせず一貫して「寛永元年青森開港」を貫いた。

この間、昭和三〇年刊の人物編のあとがきに、肴倉は人物編に掲載された「藩政時代の主要人物は拙稿『青森建設の恩人たち』に収録せる諸編に加筆、訂正掲載した」と記す。たとえば、「青森建設の恩人たち」で最初に取り上げた津軽信枚の項目の冒頭は「外ヶ浜の一漁村であつた善知鳥村は寛永元年、森山弥七郎をして開港せしめたのは、藩祖為信公の遺命あつたにせよ津軽信牧公が強行したのである」⁽⁷⁰⁾とある。この一節は人物編とほぼ同文で、注目すべきは肴倉は自著でも寛永元年説を採用していたことである。だからといって、竹内運平のように自説を変更し

たのかといえ、そうではない。というのは、昭和四三年二月の『東奥日報』インタビュー記事において肴倉は「青森開港が寛永二年（一六二五）です」と語っていた。肴倉はふたつの説を使い分けていたのである。

これについて、堤弾正左衛門による「荒川開削」論に対しては肴倉の姿勢から考えてみたい。「荒川開削」論とは、現在善知鳥神社境内にあるうとう沼は、かつて青森平野にあった巨大な湖沼が縮小したもので、それは同湖沼に注いでいた荒川の流れを堤弾正左衛門が変えたことが原因だとする仮説のことである。『青森市史』では、昭和三十一年発刊の港湾編上で紹介し、同四七年の社寺編でも肯定的な記述を載せている。この説は、昭和三〇年に横内公民館が発刊した『横内村誌』で「史家の定説」と評価され、現在においても市民に好意的に受け取られ、ねぶたの素材にもなったことがある。一方、肴倉はこの間、昭和三三年の論文「青森平野開拓雑考（一）」⁷³で「堤弾正が横内、鏡城（横内城―引用者注）の外廓に荒川河を開さくしたという説には賛成しかねる」とこの説を否定している。

ここから考えられるのは、肴倉は自説と通説的見解（と肴倉が認めざるを得ない説、多数説）とを峻別し、青森市が発刊するいわば公的な歴史叙述であるとか、広く市民の目に触れる可能性のある自らの著作物においては自説を引っ込めるといふ姿勢・態度があったのではないかということがある。だから、肴倉は『青森市史』のなかでは、自分が支持する寛永二年説を敢て主張しなかったのではあるまいか。逆に、せめて論文のなかで寛文元年説の（肴倉氏にとっての）不備を指摘していたら、その後圧倒的なポリュームで「寛永元年」説が青森市内に溢れることは

なかったのかもしれない。

『青森市史』の発刊終了後は、青森市制八〇周年を記念して教育委員会と青森市市民憲章推進協議会が昭和五四年に刊行した『ふるさと青森の歴史』、そして市制九〇周年記念で平成元年（一九八九）に青森市が刊行した『青森市の歴史―永劫の時に思いをはせて』（以下『青森市の歴史』と略記）ではすべて「寛永元年青森開港」で叙述され、市民にもそう理解されることになった。

それが分かりやすい形で現れている事例として、一九八〇年代以降盛んに編纂された「町会誌」の記述をあげよう。表2は、青森市民図書館で確認できた三七冊の「町会誌」を対象としたもので、そのうち十冊が「青森開港」について記しており、その記述を抜粋したものである。

これら「町会誌」で「青森開港」について執筆する際、多くのばあい青森市が刊行した『青森市史』等を参考にしたとみられる。たとえば、博労町会の『旭橋』は『青森市史』年表編の寛永元年―同六年、正保二年（一六四五）―寛文八年（一六六八）までを、体裁を含めほぼそのまま掲載している。また、沖館第二町会・沖館第三町会・沖館第四町会の『町会合同創立50周年記念誌 おきだて 町会は笑顔と協調から』の佐藤紘一氏寄稿引用文は、『青森市史』第二巻港湾編上にみえる「青森開港は強隣南部氏に対する防備柵の強化と、租米の江戸回航が目的」という一節と酷似している。したがって、ほぼすべてにおいて「寛永元年青森開港」となるのは当然であるし、『青森市史』等はそうやって市民に活用してもらうことも、発刊目的のひとつとっていいだろう。

ただ、「ほぼ」としたのは、たとえば、昭和五九年発刊の『松原町会

の歩み』は「寛永二年（一六二五）弥七郎は開港奉行に任ぜられ、青森の港づくりと町づくりに取りかかりました」とし、平成五年発刊の篠田町会の『町創立65年 町会発足40年 記念誌一里塚』は「善知鳥村の海は深く、港として多くの船の出入りが出来、物資の輸送も便利である」と外ヶ浜開港奉行に任ぜられた森山弥七郎が藩主に出した調査報告書であった。これを元に幕府から開港許可を得たのは寛永二年（一六二五年）である」と「寛永二年」説を採用していたからである。

つまり、「青森開港」は「寛永元年」一色に塗りつぶされていた訳ではなかったのである。それをこれら二つの「町会誌」が示してくれているのである。実は、寛永元年説は『青森市史』をはじめ『市勢要覧』『町会誌』などそれを記した刊行物の「数」は多いもの、おおむね青森市内でしか通用しない歴史認識であったのである。だから、これらの刊行物以外に目をやると、寛永元年説ではない見解に触れることになる。これら二つの「町会誌」はそうした情報にアクセスしたのである。

たとえば、「寛永元年」説が『うとう』誌上に登場しそれが世人に知られるようになってきた頃、昭和十二年に発刊の東北振興会編『津軽藩史』は

青森は以前は善知鳥村と称し、荒寥たる一の漁村に過ぎなかつたが、寛永二年信牧森山弥七郎に命じて初めて港を開き、青森村と命名したのであつた⁷⁶⁾

と寛永二年説で記した。さらに敗戦後、『青森市史』を参考にできる状況であった昭和四一年に発刊の、弘前大学国史研究会編『青森県の歴史』は

信枚のやった事業はこのほかに青森港の建設があります。一六二五（寛永二年）年、江戸への廻船が幕府より許可され、青森港の工事と町づくりは進み、翌年に完成しました

とやはり寛永二年説を採用している。さらに、昭和四五年に発刊の、かつて弘前大学の教授を務めた宮崎道生の著書『青森県の歴史』の付録として収録されている年表も寛永二年説を採用した。

つまり、「津軽の歴史」「青森県の歴史」といったフレームにおいて「寛永元年青森開港」が歴史叙述に採用されるケースは珍しく、史料的な根拠に乏しい「寛永元年青森開港」はもっぱら「青森市の歴史」のなかで叙述されるに過ぎなかつたのである。しかし、自治体が発刊した『青森市史』などの通史的な叙述に記されたせいか、広く青森市民に浸透することになり地域に偏った「いびつな通説」が形づくられることになったのである。

こうした歴史的経過をふまえたとき、平成十年五月二四日の青森市制施行一〇〇周年記念式典における市長の式辞で「顧みますと、我が青森市は、かつて外が浜の一漁村に過ぎなかつたのでありますが、寛永二年、今から三七〇年前に津軽藩によって開港され」と寛永二年説に触れたのは、画期的なできごとであったといえるのである。昭和十一年以来実に六二年振りのことであつた。この式辞において寛永二年説を採用するにあたっては、式典後の同年十月に発刊となつた『教育』の原稿を背景とした、市史編さん室の影響があるとみている。しかし、二〇年以上の時間が経っていることもあつてか、当時の編さん室長の記憶にはなかつた。ただ、式辞のライターが青森市の刊行物において長く「寛永元

年」と記しているものを、わざわざ「寛永二年」と書き改めることはないだろう。

三 自治体史引用の落とし穴 ― 教育分野の「青森開港」 ―

「寛永元年青森開港」説は、青森市民のほか教育関係者にも受容されたようだ。たとえば、昭和四九年（一九七四）、同六四年、平成十九年（二〇〇七）の三度刊行した青森県高等学校地方史研究会『青森県の歴史散歩』がそうである。一例をあげると平成十九年版には「青森開港は一六二四（寛永元）年」と記されている。また、昭和五九年の青森県小学校教育研究会社会科教育部会『史跡と人物でつづる―青森県の歴史』は「信枚は、一六二四年（寛永元年）、当時の善知鳥村に、港づくり、町づくりを開始し、よく年に完成させました。そして善知鳥村―帯を青森と名前を改めました」と記述している。

さらに直近では、「青森県内の学校で教鞭をとる先生方」を主な読者として令和二年（二〇二〇）に刊行の、小瑤史朗・篠塚明彦編『教科書と一緒に読む津軽の歴史』の「10活発だった日本海の高運―海上交通網の整備と北前船」で「江戸時代初期の一六二四（寛永元）年、弘前藩二代藩主津軽信枚により青森湊が開港した」と記している。寛永元年説の教育関係との親和性について、直接の理由は分からない。ただ、ここであげた書籍類は「青森開港」をテーマに歴史学的に論じようとする性格のものではないので、『沿革史』に掲載された史料を熟読玩味して、「なるほど寛永元年で間違いはない」として書かれたものではあるまい。とす

れば、地域の歴史を語るときには、対象となる自治体が発刊する刊行物に記された歴史叙述（自治体史）を参考にするという一般的な所作によったのだろう。その意味で、地域の歴史叙述における自治体史の持つ意義は大きいといえる。

しかし、これらが「『教育』関係者による刊行物」という点とどうとどくに見逃せないことは、寛永元年説は自治体史に「なぜ寛永元年なのか」という理由が記されていないということである。仮に自治体史では議論の余地のないものとして「寛永元年」説を主張していたとしても、児童・生徒から「なぜ」を問われたならば、教壇に立つ先生はどう答えるのだろうか。問題意識を持たない安易な自治体史の引用は避けるべきではなかったか。

さらに、平成十年の『教育』発刊以降は、史料的な根拠を明示した寛永元年以外の考え方にアクセスできる環境になった。そこでたとえば、青森市内の小中学生が学習する社会科の「副読本」は、これまでしばらく寛永元年（一六二四）「善知鳥村に港づくり、まちづくりを始める」と記してきたが、令和三年度からは寛永元年説をひとまず「卒業」した。ただ、青森開港以外の事柄において、基本的な歴史事実に関する知識も含め課題は多い。

これは、現職の先生方（に限らず青森市民一般にいえることではあるが）が、小中学校で地域の歴史を学習してこなかったことに起因するのではないかと考える。その意味では、青森市限定ではあるが、「地域」をフィールドとする歴史教育の在り方には根の深い問題が横たわっているとみていいだろう。

むすびにかえて

「青森開港」の年代をめぐって、依然として寛永元年説がビックアップされるのは、現在の通説的歴史叙述が、実は一般、また研究者レベルにおいてもいまだ「通説」として「選択」されないことがしばしばあるということ物語る。それは、直接的には現在の通説的叙述の発信力の弱さというところに落ち着くのもかもしれない。その点では「青森市民図書館歴史資料室」に身を置く者として猛省しなくてはなるまい。

しかし、肴倉弥八がそうであったように、「青森開港」に関する諸説の有効性を議論してこなかった、いわば研究の停滞期が長期間あった事実にも目を向けるべきでもある。かつて『うとう』で寛永元年説を採用した論者たちは、自身が論拠とする「史料」を積極的に示してこなかったのである。

しかも、これまで述べてきたように、明治四二年（一九〇九）の『沿革史』の発刊以降、大正十五年（一九二六）には『旧県史』が発刊され、「青森開港」に関する史料がいくつも提示されていた。さらに、昭和五年にも青森県教育会が「中等学校二・三年生程度」を対象として「所謂郷土青森県に残存する古文書」でもって構成した『郷土読本』を発刊した。ここでは「青森開港」については、「奥富士物語」の該当箇所が収録された⁸⁸。少なくとも、青森郷土会が活動を始めた頃には、諸説を検討し得る環境にはあった。

ところが、こうしたことに関心が向けられることはなく、不幸にも諸

説のなかで最も史料的な根拠が脆弱で否定されるべき寛永元年説が、多くの郷土史研究家に受け容れられることになり、これに疑問を抱く少数者は口をつぐんだ。そして、地域における歴史研究・歴史叙述の基礎となる自治体史に記されたことで、市民にも広く受容された。さらに、子ども時代に学んでこなかった（学ぶ機会がなかった）教師たちによって、教育現場にまで持ち込まれた。これが「寛永元年青森開港」の正体なのである。

青森市は間もなく「青森開港」から四〇〇年の節目を迎える。「いつ」からの四〇〇年か……。その答え探しにおいて「寛永元年」という呪縛からは、もはや解き放たれなくてはならない。

註

- (1) 青森市刊、四〇五ページ。
- (2) 弘前市企画部企画課刊、二二二ページ。
- (3) 青森県刊、三二五ページ。
なお、同書では、寛永二年の連署奉書に関して、『新青森市史』通史編第二巻近世（資料編2古代・中世の誤り）を拠り所として「最近はずでにその三年前から青森の築港が開始され、同年に港が完成した段階で、幕府年寄衆からの連署奉書がもたらされたという見解もある」と新説を併記している。この説の根拠は「津軽一統志」巻八寛永二年条で、史料解釈の私見については後述する。
- (4) 『日本国語大辞典』第2版（小学館、二〇〇二年、一八八ページ）。
- (5) たとえば、青森市ホームページ内「青森開港と水産関係略年表」が「寛永元年」説を採用している（二〇二二年一月十九日確認）。

- (6) 長谷川成一『郷土歴史シリーズVol 4 津軽信杖―弘前藩の基礎を築いた「天下無双の美男」藩主』(弘前市立博物館後援会、二〇一七年、九ページ)。
- (7) 『新青森市史』資料編4近世(2) 四二二号文書(青森市、二〇〇四年)。
- (8) 『青森記』(『青森県史』資料編近世2 五二三号文書、青森県、二〇〇二年)。
- (9) (8) におなじ。
- (10) (7) 書、四号文書。
- (11) (8) におなじ。
- (12) この条文は、寛永中期には青森の町立てにおける中心的課題になっていたとみられる。
- (13) 国会図書館デジタルコレクション。
- (14) 『青森市史』人物編(青森市、一九五五年、二八七―二八九ページ)。
ちなみに、明治三年に青森高等小学校(現青森市立浦町小学校)の校長に就任した山内は、同三六年に出張先の東京で卓球の道具を買い求め、これを同校と新町女子尋常小学校(昭和二年(一九四六)に長島国民学校に統合)に備えている。「卓球王国青森県」は、この山内のお土産から始まったのである(工藤大輔「浦町村のあゆみと横山町」、『横山町々会誌』、横山町町会、二〇二〇年、四三三ページ)。
- (15) 葛谷大輔『津軽一統志』の流布と利用について(『弘前大学国史研究』第一二五号、二〇〇八年、三一―三二ページ)。
- (16) (15) におなじ。
- (17) 『青森県叢書第九編 奥富士物語下巻』(青森県学校図書館協議会、一九五四年、二五五ページ)。
- (18) 『封内事実秘苑二三元和八年条(弘前市立弘前図書館蔵一般郷土資料)』。
- (19) 『みちのく双書第七集 津軽歴史代記類上巻』(青森県文化財保護協会、一九五九年、七四ページ) 所収の「森内左兵衛家記」は信杖の大間越から十三湊の下浜の年代を寛永元年のこととする。
- (20) 『新青森市史』資料編2古代・中世(青森市、二〇〇五年、五五六ページ)。
- (21) 二八ページ。
- (22) 明治四二年末に市役所に納品され、関係者等への配布は翌年一月十三日から始まった(明治四三年一月十四日付『東奥日報』)。
- (23) 明治三四年三月二七日付および同年十一月二一日付『東奥日報』。
- (24) 明治三五年十一月七日付『東奥日報』。
- (25) 『青森県人名大事典』(東奥日報社、一九六九年、一三八ページ)。
右の事典では四教塾は正覚寺に開かれたとするが、『教育』では「御飯屋及び蓮華・正覚の二寺」とする。また、青森浜町の豪商滝屋の文書には明治四年九月に「御飯屋拝借家塾取開」とある(『青森市史』第九巻資料3 一五〇号文書、青森市、一九七〇年)。
- (26) 明治四一年六月十八日付『東奥日報』。
- (27) 明治三九年五月十九日付『東奥日報』。
- (28) 明治四一年六月六日付『東奥日報』[用捨箱]。
- (29) 『東奥日報と明治時代』(東奥日報社、一九五八年、九一ページ)。
- (30) 明治四一年六月十八日付『東奥日報』。
- (31) 『青森市史』第十一巻索引編(青森市、一九七四年、二四七ページ)。
- (32) 網文の理解は『青森県史』資料編近世1(二〇〇一年、青森県、二一ページ)の資料解説にしたがった。
- (33) 小稿では昭和四八年(一九七三)に歴史図書社から復刊となった、『新編青森県叢書(七)』に所収の本文を使用した。
- (34) 十五ページ。
- (35) 「外浜築城構想」とは、天正十八年以降のある時、津軽為信が信杖に

対して南部氏への備えとして「妙見堂の下田表川」の川端に築城を命じたという伝承である。筆者はこの伝承は横内城を拠点とした外浜開発に、「為信―信枚」正統の論理」が論理的な支柱となつて形づくられたものと考えている（工藤大輔「青森の町づくり」と『英雄』伝―森山弥七郎と進藤庄兵衛―、『東奥文化』第九一号、二〇二〇年、四七―七ページ）。

(36) 「外浜築城構想」は、「青森旧記之写・堂舎建立記」（弘前市立弘前図書館蔵八木橋文庫）に記されている。そして、この文書は青森御派頭の佐藤理左衛門と村井新助によつて作成されている。

また、「御派頭」は「町年寄」の前に使われていたと考えられ、青森がこの地に誕生してからそう遠くはない時期に認められたものとみられる。

(37) 工藤大輔「『青森開港の恩人』森山弥七郎」の人物像を考え直す」（『弘前大学国史研究』第一五一号、二〇二一年、七〇―七二ページ）。

(38) 五〇ページ。

(39) 弘前市立弘前図書館蔵一般郷土資料。

(40) 「村井旧記」と「封内事実秘苑」との関係はこのほかにも、寛永十一年三月二十一日付の津軽信義黒印状の日付を「二十二日」と読み違えるなどの共通点が見出せる。

(41) 『みちのく双書特輯 津軽史』第二巻（青森県文化財保護協会、一九七三年、一九一―ページ）。

(42) 『みちのく双書第一集 永禄日記』解題（青森県文化財保護協会、一九五六年）。

(43) 『新編弘前市史』通史編2（近世1）史料解題（弘前市企画部企画課、二〇〇二年、七四七―ページ）。

(44) (42) 書。

(45) 弘前出身で、大学卒業後各地で教員を務めたのち、北海道庁嘱託として道史編纂に関わる。弘前帰郷後の昭和十六年（一九四一）からは陸奥

史談会長を務めた（前掲『青森県人名大事典』、三二六―ページ）。

(46) 東奥日報社刊、一二三―ページ。

(47) 弘前市出身の教育者で、『青森県教育史』『弘前市教育史』などの執筆を担当した人物である（『青森県人名辞典』東奥日報社、二〇〇二年、九五―五ページ）。

(48) 津軽書房刊、一〇二―ページ。

(49) 弘前市立弘前図書館蔵津軽家文書。

(50) 吉川弘文館刊、四五―ページ。

その後は、石塚雄士氏も青森開港を寛永三年としている（津軽米を江戸へ―青森湊と東廻海運」、瀧本壽史監修『青森・東津軽郡の歴史』、郷土出版社、二〇〇七年、一〇八―ページ）。

(51) 史料本文は『みちのく双書第五集 津軽藩旧記伝類』（青森県文化財保護協会、一九五八年、一二二―ページ）から引用した。

(52) 史料本文は『みちのく双書特輯 津軽史 第四巻』（青森県文化財保護協会、一九七四年、二七六―ページ）から引用した。

(53) 西田源蔵は樺太新聞記者、青森日報主筆を経て、『油川町誌』発刊当時は油川町長を務めていた（前掲『青森県人名大事典』、五〇九―五一〇―ページ）。

(54) 油川町誌刊行会刊、二五―二六―ページ。

(55) (50) の石塚氏も、「奉書」による廻船運航の許可は「青森開港の契機」と認められる事柄」と明確に述べている。

ちなみに、『沿革史』も「奉書」を収録している。ただ、同書は前年に青森が開港したと位置づけているため、「奉書」を「江戸・青森間回漕通航」の許可という捉え方になっている。

(56) 青森市出身の郷土史研究者。『青森市史』の編纂委員や青森市文化財審議会会長を務めたほか、青森県文化財保護協会の設立にも関わった（前

掲『青森県人名事典』、二八〇ページ。

(57) 『うとう』創刊号「編輯後記」(一九三三年、三四ページ)。

(58) 青森市出身の郷土史研究家で、青森市文化財審議委員などを務めた(前掲『青森県人名事典』、四八ページ)。

(59) 十六ページ。

(60) 「編輯後記」によれば、この年に開港記念号の発刊となったのは、「青森開港」三二〇年と明治三十九年の貿易港指定から三〇年の節目にあたるからという。

(61) 東津軽郡三厩村出身の教育者、郷土史研究家。教員退職後に郷土史研究に専念した(前掲『青森県人名事典』、四一四ページ)。

(62) 二二ページ。

(63) 中津軽郡千年村の生まれで、大正二年(一九一三)に東津軽郡荒川村の助役となり、そのかたわらで『荒川村史』を編纂した。昭和五年(一九三〇)からは郷土史研究に専念した(前掲『青森県人名事典』、二四ページ)。

(64) 二〇ページ。

(65) 四ページ。

(66) 東北通信社刊、三ページ。

(67) 「青森開港と酒造業興亡史」(『うとう』二号、一九三三年)、「松前藩の備米制度と青森港(下)」(『うとう』十二号、一九三五年)、「青森港湾史(中)」(『うとう』十五号、一九三六年)、「津軽藩の漁業政策と青森港」(『うとう』十九号、一九三七年)、「村井家古文書(一)」(『うとう』二六号、一九四〇年)などで寛永二年説を採用している。ただ、「青森港湾史(上)」(『うとう』十四号、一九三六年)では、なぜか冒頭で「寛永元年」を主張する(四五ページ)。肴倉はこの論考の後半で『沿革史』の寛永元年条を引用しており(四七ページ)、これとの整合性を保つた

めに寛永元年を容れたのだろうか。

(68) 『青森市史』の最終巻である第十一巻索引編の巻末「あとがき」(二四七〜二四八ページ)によれば、肴倉が編纂事業の委嘱をされたのは昭和二七年七月であるという。また、当初のスタッフは肴倉ひとりではなかったが、同二九年の第一巻教育編の発刊後から「小生一人の責任」になったと肴倉は記している。

(69) 一ページ。

(70) 青森商工会議所、一九五二年、一ページ。

肴倉はこのほかに、『青森市町内盛衰記』(青森市町内盛衰記刊行会、一九五三年)でも寛永元年説を取っている。

(71) 昭和四三年二月一日付『東奥日報』夕刊「週間インタビュー」。

(72) 工藤大輔「あなたは地域の歴史に興味がありますか―歴史的事実と伝承の間に―」(平成29年度青森学術文化振興財団懸賞論文受賞論文集、公益財団法人青森学術文化振興財団、二〇一八年、二三〜二六ページ)。

(73) 『うとう』四三号(一九五八年、四八ページ)。

(74) 二九ページ。

(75) 一〇九ページ。

(76) 八ページ。

(77) これら二つの「町会誌」のほか、富田ふれあい町会の『創立三十周年記念誌 融和』は、主要参考文献のなかに『沿革史』『青森市の歴史』『新青森市史』(平成十七年三月刊行のもの)とあるので、資料編2古代・中世とみられる(を)を揚げ、「津軽の歴史」の最後「青森の誕生と平野の開拓」(二七〜三〇ページ)という項目で「青森開港」を取り上げた。記述の内容は、使用している図版を含め『青森市の歴史』を要約したものである。そこで注目されるのは、「善知鳥村開港の決定は、寛永元年(一六二四)のことであった」という『青森市の歴史』の一節(一〇三ページ)

を採用せず、内容的には寛永二年説で叙述しているようにみえるところである。

これに関して、引用文献の『新青森市史』では「開港の年は寛永二年（五五六ページ）」と記す。この記述を受けて同町会誌は右の一節を意識的に削除したのか、それとも偶然か。

(78) 東洋書院、三三一ページ。

(79) 青森県地方史文獻刊行会刊、八〇ページ。

さきに紹介した、おなじ年に刊行の千葉寿夫『ふるさとの歴史』の叙述もこの筋で捉えることができる。

(80) 山川出版社刊、年表十三ページ。

(81) たとえば、『青森県百科事典』（東奥日報社、一九八一年、六ページ）では寛永元年説を採用しているように（荒井清明氏執筆担当）、まったくくないということではない。

(82) 「青森市制施行百周年関係資料①」（『新青森市史』資料編8現代、青森市、二〇一〇年、一一二号文書）。

(83) 山川出版社刊、一四四ページ。

(84) 光文書院刊、一〇七ページ。

(85) 弘前大学出版会、八七ページ。

(86) たとえば、三年生の副読本『わたしたちの青森』では、「聖徳公園」に「しよとくこうえん」の読みを付したり（一一一ページ）、油川・浄土満寺は青森開港に尽力したとされる森山弥七郎を供養するために建てられたと記す（二四ページ）など事実の誤認がみられる。また、市内に残る古い建物を地図に落としした図版は、その建物の「建築年代が古い」と「由緒が古い」を混同した上（二五ページ）、近世の建築物であることが明らかであるという油川・明誓寺本堂（文政十一年（一八二八）、浪岡八幡宮拝殿（寛政四年（一七九二））などを取り上げていない。

(87) 青森市が平成二四年十一月に実施した市民意識調査（アンケート調査）のテーマのひとつに「本市の歴史を将来に引き継ぎ活かしていくための方策を検討する基礎資料」が設定された。その際、自由記載において「あまり学校でも、青森の歴史は勉強していなかった」（二〇代女性）、「私が学生の頃にはなかった」（二〇代女性）、「自分自身が青森市の歴史を知らない」（四〇代男性）、「子どもの頃には青森市の歴史を学んだ記憶がなく」（七〇代男性）といった回答があった（『平成24年度第3回青森市民意識調査報告書』、青森市広報広聴課、二〇一三年、一八三―二一九ページ）。

(88) 八〇―八十四ページ。
同書の編者中道等は、「青森開港」以前は「古い港が他方面に発達した」ため「良い文献の残つて居らぬ」といい、「開港は単なる土地の揀定ではなかつた」と「青森開港」論への課題を投げかけた数少ない論者であったといえる（十四ページ）。

（くどう・だいすけ 青森市民図書館歴史資料室長）

表1 『市勢要覧』にみる「青森開港」

年版	タイトル	記事抜粋
昭和6年	青森市勢一覽表	青森市ハ…寛永二年藩主津輕信牧公開港奉行ヲ置き当港ノ開港ニ努メシ、
昭和8年	青森市勢一覽表	青森市ハ…寛永二年藩主津輕信牧公開港奉行ヲ置き当港ノ開港ニ努メシ、
昭和9年	青森市勢一覽表	青森市ハ…寛永二年藩主津輕信牧公開港奉行ヲ置き当港ノ開港ニ努メシ、
昭和11年	青森市勢一覽表	青森市ハ…寛永二年藩主津輕信牧公開港奉行ヲ置き当港ノ開港ニ努メシ、
昭和12年	青森市勢一覽	青森市ハ…寛永元年藩主津輕信牧公開港奉行ヲ置き当港ノ開港ニ努メシ、
昭和13年	青森市勢要覧	青森市ハ…寛永元年藩主津輕信牧公開港奉行ヲ置き当港ノ開港ニ努メシ、
昭和14年	青森市勢要覧	青森市ハ…寛永元年藩主津輕信牧公開港奉行ヲ置き当港ノ開港ニ努メシ、
昭和15年	青森市勢要覧	青森開港は寛永元年今を去る三百余年前、津輕藩主第二代信牧公に依りて企てられた。 (7年休刊)
昭和23年	青森市勢要覧	寛永元年新たに善知鳥村に開港奉行を置き、同時に名も青森村と改めた。
昭和24年	青森市勢要覧	寛永元年(西暦1624年)新たに善知鳥村に開港奉行を置き、同時に名も青森村と改めた。
昭和25年	市勢要覧	寛永元年(西暦1624年)新たに善知鳥村に開港奉行を置き、同時に青森村と改めた。
昭和26年	市勢要覧	寛永元年(西暦1624年)新たに善知鳥村に開港奉行を置き、同時に青森村と改めた。
昭和27年	青森市勢要覧	寛永元年(西暦1624年)新たに善知鳥村に開港奉行を置き、同時に青森村と改めた。
昭和28年	青森市勢要覧	寛永元年(西暦1624年)新たに善知鳥村に開港奉行を置き、同時に青森村と改めた。
昭和29年	市勢要覧	青森港は、寛永元年津輕藩第二代藩主信牧公が租米の江戸廻船を理由に幕府の許可を得て…一漁村善知鳥村を青森と改め、開港奉行森山弥七郎をして開港せしめた。
昭和30年	市勢要覧	寛永元年(1624)新たに善知鳥村に開港奉行を置き青森村と改めた。
昭和31年	市勢要覧	寛永元年(1624)新たに善知鳥村に開港奉行を置き青森村と改めた。
昭和32年	市勢要覧	青森港は、今から330余年前の寛永元年(西暦1624年)津輕2代藩主信牧(のぶひら)公が…一漁村善知鳥(うとう)村を「青森」と改めて、開港奉行森山弥七郎に命じて開港させた。
昭和33年	青森市	青森港は、今から330余年前の寛永元年(西暦1624年)津輕2代藩主信牧(のぶひら)公が…一漁村善知鳥(うとう)村を「青森」と改めて、開港奉行森山弥七郎に命じて開港させ、移住民を寄せて港町を作った。
昭和34年	あおもり	青森港は今から330余年前、寛永元年(西暦1624年)津輕2代藩主信牧公が…一漁村であった善知鳥村を「青森村」と改めて、当時の開港奉行森山弥七郎に命じて開港させ、近江・富山・越前・越後から移住民を寄せて港町三千軒が造られた。
昭和35年	あおもり	青森港は今から330余年前、寛永元年(西暦1624年)津輕2代藩主信牧公が…一漁村であった善知鳥村を「青森村」と改めて、当時の開港奉行森山弥七郎に命じて開港させ、移住民を遠く越後・越前・富山・近江から寄せて港町三千軒が造られたのである。
昭和36年	あおもり	寛永元年津輕第2代藩主信牧公が…当時一漁村にすぎなかった「善知鳥村」を「青森村」と改称、開港奉行森山弥七郎に命じて「青森港」を開き移住民を遠く越後・越中・越前・近江から呼び港町3,000軒を形成した。
昭和37年	あおもり	寛永元年(1624)津輕藩主信牧公が青森港を開いて人々を招き、物資を集散して一躍津輕地方最大の拠点たらしめた。
昭和41年	市勢要覧	(記載なし)
昭和42年	市勢要覧	(記載なし)
昭和43年	青森	青森開港は寛永元年、津輕藩主第二代信牧公により企てられた。…開港奉行森山弥七郎に命じて善知鳥村に開港したのである。
昭和44年	青森	青森市は今から345年前の寛永元年に津輕2代藩主信牧公が家臣の森山弥七郎に開発奉行を命じ、それまでの善知鳥村を青森村と改め開港したのがはじまりである。
昭和45年	青森	青森市は今から340余年前の寛永元年に津輕2代藩主信牧公が家臣の森山弥七郎に開港奉行を命じ、それまでの善知鳥村を青森村と改め開港したのがはじまりである。
昭和46年	青森	青森市は今から340余年前の寛永元年に津輕2代藩主信牧公が家臣の森山弥七郎に開港奉行を命じ、それまでの善知鳥村を青森村と改め開港したのがはじまりである。
昭和47年	あおもり	(記載なし)
昭和48年	あおもり	(記載なし)
昭和49年	あおもり	青森市は今から340余年前の寛永元年に津輕2代藩主信牧公が家臣の森山弥七郎に開港奉行を命じ、それまでの善知鳥村を青森村と改め開港したのがはじまりである。
昭和50年	あおもり	青森市は今から345年前の寛永元年に津輕2代藩主信牧公が家臣の森山弥七郎に開発奉行を命じ、それまでの善知鳥村を青森村と改め開港したのがはじまりである。
		青森市は今から340余年前の寛永元年に津輕2代藩主信牧公が家臣の森山弥七郎に開港奉行を命じ、それまでの善知鳥村を青森村と改め開港したのがはじまりである。
昭和51年	あおもり	青森市は今から345年前の寛永元年に津輕2代藩主信牧公が家臣の森山弥七郎に開発奉行を命じ、それまでの善知鳥村を青森村と改め開港したのがはじまりである。
		青森市は今から350年前の寛永元年に津輕2代藩主信牧公が家臣の森山弥七郎に開港奉行を命じ、それまでの善知鳥村を青森村と改め開港したのがはじまりである。

年版	タイトル	記事抜粋
昭和52年	あおもり	青森市は今から351年前の寛永元年に津軽二代藩主信牧公が家臣の森山弥七郎に開港奉行を命じ、それまでの善知鳥村を青森村と改め開港したのがはじまりです。 青森市は今から350年前の寛永元年に津軽二代藩主信牧公が家臣の森山弥七郎に開港奉行を命じ、それまでの善知鳥村を青森村と改め開港したのがはじまりである。
昭和53年	あおもり	寛永元年藩主の許可を得て、善知鳥村を青森村と改め開港したのである。
昭和54年	あおもり	今から350余年前の寛永元年、津軽二代藩主信牧は、…家臣の森山弥七郎を開港奉行に命じ、それまでの善知鳥村を青森村と改め開港したのがはじまりである。
昭和55年	あおもり	今から350余年前の寛永元年、津軽二代藩主信牧は、…家臣の森山弥七郎を開港奉行に命じ、それまでの善知鳥村を青森村と改め開港したのがはじまりである。
昭和56年	あおもり	今から350余年前の寛永元年、津軽二代藩主信牧は、…家臣の森山弥七郎を開港奉行に命じ、それまでの善知鳥村を青森村と改め開港したのがはじまりである。
昭和57年	あおもり	寛永元年（1624）津軽2代藩主信牧公が善知鳥村を「青森」と改め、開港奉行森山弥七郎に命じて開港させた。
昭和58年	あおもり	青森は、善知鳥（うとう）村という「外ヶ浜」の一漁村でありましたが、寛永元年（1624）津軽2代藩主信牧公が地名を「青森村」と改め、以来港町として発展しました。
昭和59年	あおもり	青森は、善知鳥（うとう）村という「外ヶ浜」の一漁村でありましたが、寛永元年（1624）津軽2代藩主信牧公が地名を「青森村」と改め、以来港町として発展しました。
昭和60年	あおもり	寛永元年（1624）津軽2代藩主信牧公が「善知鳥村」を「青森村」と改めて以来、港町として発展しました。
昭和61年	あおもり	「外ヶ浜」の一寒村にすぎなかった青森が発展するきっかけになったのは、寛永元年（1624）津軽2代藩主信牧公が善知鳥村を青森村と改め開港したことにあります。
昭和62年	あおもり	外ヶ浜の一寒村にすぎなかった青森は、寛永元年（1624年）津軽2代藩主信牧公により善知鳥村を青森村と改め開港したことにより港町として発展した。
昭和63年	あおもり	かつては外ヶ浜の一寒村にすぎなかったが、寛永元年に津軽二代藩主信牧公が森山弥七郎を開港奉行に命じ、それまでの善知鳥村を青森村と改め、青森港を開港し…
平成元年	あおもり	青森市はかつて外ヶ浜の一寒村にすぎない小さな集落でしたが、寛永元年津軽二代藩主信牧公が森山弥七郎を開港奉行に任命し、それまでの善知鳥村を青森村に改め、青森港を開港し…
平成2年	あおもり	寛永元年、津軽二代藩主信牧公が森山弥七郎を開港奉行に命じ「青森村」と改め、青森港を開港し…
平成3年	あおもり	「青森」は、寛永元年（1624）まで、外ヶ浜の一寒村にすぎなかった「善知鳥村」を、津軽2代藩主信牧公の命を受けた森山弥七郎が、開港奉行として派立（町づくり）を行い、青森港を開港したことに始まります。
平成4年	青森市勢要覧	「青森」は、寛永元年（1624）まで、外ヶ浜の一寒村にすぎなかった「善知鳥村」を、津軽2代藩主信牧公の命を受けた森山弥七郎が、開港奉行として派立（町づくり）を行い、青森港を開港したことに始まります。
平成5年	青森市勢要覧	「青森」は、寛永元年（1624年）まで、外ヶ浜の一寒村にすぎなかった「善知鳥村」に始まります。津軽2代藩主信牧公の命を受けた森山弥七郎が、開港奉行として派立（町づくり）を行い、善知鳥村を開港しました。
平成6年	青森市勢要覧	「青森」は、寛永元年（1624年）まで、外ヶ浜の一寒村にすぎなかった「善知鳥村」に始まります。津軽2代藩主信牧公の命を受けた森山弥七郎が、開港奉行として派立（町づくり）を行い、善知鳥村を開港しました。
平成7年	青森市勢要覧	寛永元年（1624年）、外ヶ浜の一寒村にすぎなかった「善知鳥村」から「あおもり」は始まりました。津軽2代藩主信牧公の命を受けた森山弥七郎が、開港奉行として善知鳥村を開港、派立（町づくり）を行った。
平成8年	青森市勢要覧	寛永元年（1624年）、外ヶ浜の一寒村にすぎなかった「善知鳥村」から「あおもり」は始まりました。津軽2代藩主信牧公の命を受けた森山弥七郎が、開港奉行として善知鳥村を開港、派立（町づくり）を行った。
平成9年	青森市勢要覧	寛永元年（1624年）、外ヶ浜の一寒村に過ぎなかった「善知鳥村」から「あおもり」は始まりました。津軽2代藩主信牧公の命を受けた開港奉行森山弥七郎が港を開き、派立（町づくり）を行った。
平成10年	青森市勢要覧	寛永元年（1624年）/外ヶ浜の一寒村にすぎなかった「善知鳥村」から「あおもり」は始まりました。
平成11年	青森市勢要覧	（記載なし）
平成12年	青森市勢要覧	（記載なし）
平成13年	青森市勢要覧	（記載なし）
平成14年	青森市勢要覧	（記載なし）
平成15年	青森市勢要覧	（記載なし）
平成16年	青森市勢要覧	（記載なし）
平成17年	青森市勢要覧	（記載なし）

【注】 本表は青森市史編さん資料に拠り作成した。

表2 「町会誌」における「青森開港」

書名	発刊年	記事抜粋
『町会創立80周年記念誌 わが町蜆貝』	1982	寛永元年（1624年）津軽藩がここに港を開いたのがもともになっています。
『青森市野内村合併20周年記念誌のな』	1983	寛永元年（1624）森山内蔵之助に命じて、善知鳥村に新しく青森の地名をつけて港を開いた。
『松原町会の歩み』	1984	寛永2年（1625）弥七郎は開港奉行に任せられ、青森の港づくりと町づくりに取りかかりました。
『中奥野町会 創立20周年記念誌』	1984	津軽藩は寛永元年（1624年）青森開港に着手し、諸国から移住者を集め積極的に保護政策を講じた。
『町会創立45周年記念誌 上三上町 今昔あれこれ』	1986	寛永元年（1624）2代藩主信牧は外ヶ浜の中心にある一漁村善知鳥村に開港奉行を置いて青森村と改称し、翌二年五月、幕府の許可を得て江戸廻船を始めた。
博労町町内史編集委員会編『旭橋』	1992	寛永元年（1624）2代藩主信牧公は善知鳥村に開港奉行（森山弥七郎）を置き、青森村と改め開港せしむ。この年本町（大町）・浜町・米町の新派（町）成る。
『町創立65年 町会発足40年 記念誌 一里塚』（篠田）	1993	「善知鳥村の海は深く、港として多くの船の出入りが出来、物資の輸送も便利である」と外ヶ浜開港奉行に任せられた森山弥七郎が藩主に出した調査報告書であった。これを元に幕府から開港許可を得たのは寛永2年（1625年）である。
『青森市町会連合会創立40周年記念誌 まちづくり』	1993	外ヶ浜の1寒村にすぎなかった青森は、寛永元年（1624年）に津軽信牧公が善知鳥村を青森村と改め開港したことにより港町として発展しました。
『町会合同創立50周年記念誌 おきだて 町会は笑顔と協調から』	2002	二代藩主津軽信牧公（信牧公とも記される）は、「強隣南部氏に対する防備柵の強化と租米江戸回航が目的」で、寛永元年 1624 弘前城の建築で功をなした森山弥七郎を開港奉行にし、油川にあった港を青森に遷させました。
『富田ふれあい町会 創立30周年記念誌 融和』	2008	幕府から開港の許可を得たのは、寛永2年（1625年）であった。